

## 規制の事前評価書

評価実施時期：平成 20 年 2 月 25 日

施策等名	長期優良住宅の普及の促進に関する法律案	担当課 (担当課長名)	住宅局 (住宅企画官 石田 優) 住宅局住宅政策課 (住宅政策課長 中島 誠) 住宅局住宅生産課 (住宅生産課長 坂本 努)
施策等の概要	<p>長期優良住宅建築等計画の認定を受けた者に対する報告徴収制度の創設</p> <p>所管行政庁は、認定計画実施者に対して認定長期優良住宅の建築及び維持保全の状況について報告を求めることができることとする。 【長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 12 条】</p>		
施策等の目的	<p>長期優良住宅建築等計画の認定制度を創設し、認定計画実施者に対して認定長期優良住宅の建築及び維持保全の状況について報告を求めることができることとすることで、長期優良住宅建築等計画の適切な実施を確保し、長期優良住宅の普及の促進を図る。</p>		
政策目標	1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進		
施策目標	2 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する		
業績指標	3 住宅の利活用期間( 滅失住宅の平均築後年数、 住宅の滅失率)		
業績指標の 目標値(目標 年次)	約 35 年(平成 22 年) 約 7.5%(平成 17~22 年)		
施策等の必要性	<p>長期優良住宅建築等計画を実施するにあたっては、その適切な実施を確保するために行政が認定長期優良住宅建築等計画の実施状況を把握する必要があるが、当該情報が不十分な場合には必ずしも認定長期優良住宅建築等計画の適切な実施が確保されない可能性がある。( = 目標と現状のギャップ)</p> <p>これは、認定長期優良住宅建築等計画の確実な実施のためには行政が実施状況について確実に把握する必要があるところ、現行制度の枠組みでは必ずしも行政が認定長期優良住宅建築等計画の実施状況を確実に把握することができないためであると考えられる。( = 原因分析)</p> <p>このため、行政が認定長期優良住宅建築等計画の実施状況について確実に把握するための措置を講じる必要がある。( = 課題の特定)</p> <p>所管行政庁は、認定計画実施者に対し、認定長期優良住宅の建築及び維持保全の状況について報告を求めることができることとする。( = 施策の具体的内容)</p>		
社会的ニーズ	<p>現在及び将来の国民の生活の基盤となる良質な住宅が建築され、及び長期にわたり良好な状態で使用されることが住生活の向上及び環境への負荷の低減を図る上で重要となっており、長期にわたり良好な状態で使用することができる優良な住宅の普及を促進する必要がある。</p>		
行政の関与	<p>建築主等が長期優良住宅の建築及び維持保全を実施するインセンティブが乏しいため、行政として長期優良住宅建築等計画の認定制度を創設し、認定を受けた計画に係る長期優良住宅についての住宅性能評価に関する措置その他の支援措置を講ずるとともに、認定長期優良住宅建築等計画の実施状況について確実に把握する必要がある。</p>		
国の関与	<p>長期優良住宅建築等計画の認定制度の創設のためには、法律の制定が必要であるため、国として関与する必要がある。</p>		
施策等の効率性	<p>本施策は、所管行政庁は、認定計画実施者に対する報告徴収を行うことができることとするものであり、認定計画実施者は、報告徴収に応じる負担が必要となるものの、報告すべき事項は認定長期優良住宅の建築及び維持保全の状況についてであって認定計画実施者が当然に把握しているべき事柄であり、報告に要する</p>		

	<p>費用は僅少であると考えられる。( 遵守費用 )</p> <p>また、所管行政庁においては、認定計画実施者に対して報告を求め、当該報告を受領する負担が生じるが、当該事務は特段の体制強化等を行う必要はなく対応できるものであり、費用の増加は僅少である。( 行政費用 )</p> <p>一方、本施策によって、認定長期優良住宅建築等計画の実施状況を所管行政庁が確実に把握することができ、長期優良住宅建築等計画の認定制度が円滑に実施され、長期優良住宅の普及の促進が図られることとなる。( 規制の便益 )</p> <p>以上より、認定計画実施者及び所管行政庁に一定の費用が発生するものの、本案によって得ることができる認定制度の円滑な実施の確保という便益は長期優良住宅の普及のために必要不可欠なものであるため、便益が費用を大きく上回る。( 費用と便益の関係 )</p> <p>代替案として、報告徴収を、法令に基づかない任意の措置として実施する場合を分析する。</p> <p>代替案においては、認定計画実施者は、任意に報告徴収に応じる場合には、報告徴収に応じる負担が必要となる。( 遵守費用 )</p> <p>また、行政においても、特段の体制強化等を行う必要なく対応できるものであり、費用の増加は僅少である。( 行政費用 )</p> <p>代替案においても、認定計画実施者が任意に報告徴収に応じる場合には本案と同等の便益が得られるものの、認定計画実施者が任意の報告徴収に応じない場合には認定制度の円滑な実施が確保されないおそれがある。( 便益 )</p> <p>以上より、認定長期優良住宅建築等計画の円滑な実施の確保という便益が確実に得られる点で、本案の方が代替案より便益が大きく、優れている。( 本案と代替案との比較 )</p>
<p>施策等の有効性</p>	<p>認定計画実施者に対する報告徴収を行うことにより、行政が認定長期優良住宅建築等計画の実施状況について確実に把握することができ、長期優良住宅建築等計画の適切な実施を確保され、長期優良住宅の普及の促進が図られる。</p>
<p>その他特記すべき事項</p>	<p>経済財政改革の基本方針 2007 (平成 19 年 6 月 19 日閣議決定) や第 168 回国会内閣総理大臣所信表明演説、第 169 回国会内閣総理大臣施政方針演説において、住宅の長寿命化に向けた取組を進める旨が明示されている。</p> <p>附則第 2 項において、法律の施行後 10 年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされている。</p> <p>平成 22 年度政策チェックアップにおいて事後検証を実施。</p>